

盛岡市サイクリングターミナル条例の一部改正について

平成 17 年 5 月 31 日
産業部

1 改正の趣旨

サイクリングターミナルの管理を指定管理者に行わせるとともに、休館日、休憩のための使用時間等を見直すほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 指定管理者制度の導入

サイクリングターミナルの管理について、隣接する「つどいの森」、「都南老人福祉センター」と一体的に行うため、指定管理者制度を導入しようとするものである。

ア 指定管理者の指定手続、管理の基準及び業務の範囲を定める。

イ 使用料は、利用料金制とし、指定管理者の収入として収受させる。

(2) 休館日、休憩時間等の見直し

利用者の利便性の向上及び利用者の増加を図るため、休館日及び休憩利用時間を次のように改めようとするものである。

	改正前	改正後
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第3火曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月29日から翌年の1月3日までの日
休憩のための使用時間	午前10時から午後3時まで	<p>和室 午前10時から午後3時まで</p> <p>広間 午前10時から午後8時まで</p>
	1時間までごとに250円を加算する。	無し（休憩のための使用時間を超えて使用できない。）
休憩のための使用時間 を超えて使用する場合 の加算使用料		

3 施行日 平成18年4月1日

(参考)

サイクリングターミナル利用状況

(単位:人)

		H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
宿泊者数	実 数	5,234	4,733	4,364	3,563	4,520
	前年比	97%	90%	92%	82%	127%
研修室利用者数	実 数	2,588	2,060	2,061	1,799	2,277
	前年比	120%	80%	100%	87%	127%
休憩 (和室)		56	35	17	25	45
休憩 (広間)		1,982	2,072	2,157	2,313	2,578
休憩利用者小計	実 数	2,038	2,107	2,174	2,338	2,623
	前年比	111%	103%	103%	108%	112%
自転車利用者数		751	832	580	592	454
延べ利用者数	実 数	10,611	9,732	9,179	8,292	9,874
	前年比	103%	92%	94%	90%	119%

※平成17年4月の宿泊者数は、413人であり前年同月に比べ25.5%増加している。また、同月の延べ利用者数は820人であり、前年同月に比べ3.4%の微増となっている。

以上